

## 分類例規（第1編）改正

新	旧
<p><b>2102.20 1. 食用に供するタブレット</b></p> <p>本品は、乾燥した生きていない単細胞微生物(スピルリナ・プラテンシス)及び担体として使用される二酸化シリコン、でん粉及びステアリン酸マグネシウムから成るものである。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>( 新規 )</p>

## 分類例規（第1編）改正

新	旧
<p><b>3206.11 1 . 表面処理されていないアナターゼ型二酸化チタン</b></p> <p>硫酸法により製造され、目的とする物理的性質（安定な結晶構造、目的とする結晶構造の変化、粒子の特定の大きさ及び形状）を有する白色粉末状の最終製品を得るため、か焼の前に少量のりん、カリウム及びアンチモンの化合物を添加したもので、特に顔料としての用途に適する。</p> <p>通則1（第28類注1（a））及び6を適用</p>	<p>（新規）</p>

## 分類例規（第1編）改正

新	旧
<p><b>3824.90 13. 植物用の液状微量元素調製品</b></p> <p>本品は、マンガン（14%）、亜鉛（13%）、銅（0.75%）、水並びに微量の窒素及びカリウムを含む。播種前の種の表面に用いられ、亜鉛、銅及びマンガンの不足した土壌での種子の発芽と種の生長を助ける。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	<p>(新規)</p>

## 分類例規（第1編）改正

新	旧
<p>3824.90 14 .<b>植物油又は動物油から誘導される長鎖脂肪酸のモノアルキルエステルの混合物（“バイオディーゼル”として知られる）</b></p> <p>再生可能なディーゼルエンジン用燃料であり、ASTM D 6751 の規格を満たす。植物油又は動物油に、触媒の存在下、メタノール及びエタノールのようなアルコールを反応（トランスエステル化）させることで得られ、副成するグリセリンは除去される。本品は燃料又は燃料の添加剤として使用される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>（新規）</p>

## 分類例規（第2編）改正

新	旧
<p>4104.41   1. 牛又は馬類のクロムなめしをした皮 -1-(1)</p> <p>4104.49   「クロムなめしのもの」には、染着色したもの、加脂したもの又はその他の -1-(1) なめし（クロムなめしによる再なめしを含む。）を超える加工をしたものを除く。</p>	<p>（新 規）</p>